

[事案 2023-292] 損害賠償請求

・令和6年6月20日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、贈与税相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の配偶者を契約者として平成10年9月に契約し、令和3年1月に契約者を自分へ変更した個人年金保険について、以下の理由により、支払った贈与税相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 令和5年9月の年金支給開始までに、契約者を配偶者から自分に変更すれば問題ないと言われ、契約者を自分に変更したが、年金開始時に本契約が贈与税の対象となることがわかった。
- (2) 年金開始時期までフォローは一切なく、受給開始手続の書類にも贈与税についての記載はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 課税関係は、生命保険契約の内容ではないため、当社に説明の義務はない。また、ご契約のしおりや年金開始時の通知等によって、税務関係について契約者の判断の助けとなるような資料を提供している。
- (2) 誤説明が無ければ加入しないような契約形態ではなく、募集人による誤説明もなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。